

抜本的改革後の北海道国有林の動向

石井 寛

はじめに

森林は環境であるとともに資源である。森林は動かず、地域に存在するので、地域・環境・資源と言える。こうした属性は国が国有林として森林を管理する場合にも考慮すべき点だ。

道内には 307 万[㊦]の国有林があり、総土地面積の 39%、森林面積の 55%を占める。道内 180 市町村で国有林のない市町村はわずか 28。過疎化に悩む多くの市町村で国有林が最大の地域資源だ。それらの管理のあり方は自然生態系の保護や景観保全だけではなく、農業や地域経済ひいては道民の生活に大きな影響を及ぼす。本報告では 1998 年の抜本的改革後の北海道国有林の動向を主に施業に焦点をあてて分析する。

若干の分析結果

1998 年に制定された国有林改革関連法にもとづいて、北海道国有林も木材生産重視の「営林」から大きく転換し、国土保全などの公益的機能重視の「管理」を行っている。この改革で営林局と営林署は森林管理局と森林管理署に再編され、人員が大幅に削減された。天然林の伐採が減り人工林の間伐が増えるとともに、「緑の回廊」が設けられるなど森林保護制度がある程度充実した。

道内の国有林は天然林が 71%、人工林が 22%、その他が 7%を占めており、天然林の扱いが重要だ。だが、天然林は過去の過度の伐採によって 1[㊦]当り森林蓄積が 141 立方メートルしかなく、劣化した状態が続いている。本来であれば、適切な更新作業が行われるべきだが、改革によって業務の中心が人工林の間伐に置かれているのが実態である。天然林を詳しく調査すれば、今なお施業可能な森林はある。劣化した天然林に対しては伐採抑制という消極策だけではなく、植林を含めた積極的な更新作業の実施が必要である。

一方、改革による植伐の縮小で、地域における国有林の存在感は急激に薄れた。しかし、最近の景気悪化を受け、雇用確保や新規事業の創設という点で国有林に対する市町村の期待が高まっている。公益性重視の方針だけではこれに応えることはできない。ササ刈りと更新作業を行って地元雇用を拡大するのも一つの方法だ。

組織的には森林管理署 1 署当り管理面積 13.3 万 ha、職員数 34 人、森林事務所数 14、森林事務所平均面積 9600ha である。このように改革によって組織が縮小再編されたために、職員の年齢構成がいびつになるとともに、技術の蓄積や継承が充分ではなく、マニュアル化した業務しか実行できなくなっている。森林に即してきめ細かな施業ができないのが最大の問題である。森林管理上における国有林の優位性をすでに見ることができないのが現実である。

(連絡先：石井寛 ishi-ebetsu-069@mub.biglobe.ne.jp)

道北地域の発展課題を考える

神沼 公三郎(北海道大学)

はじめに

ここで言う道北地域とは北海道北部地域のことであり、塩狩峠以北の3市20町4村、計27市町村を指す(過日の合併以前は3市23町4村、計30市町村)。1997年に筆者を含む大学研究者、行政担当者、住民運動家ら20人余りが集まって「道北の地域振興を考える研究会」を結成し、以来、道北地域の社会、経済、文化などにつき研究討議を重ねて2008年に『北海道北部の地域社会—分析と提言—』⁽¹⁾を上梓した。本報告は、同書の内容を中心に道北地域の現状や特徴的な地域づくりを紹介し、わが国の最北端にあって気象条件の厳しい過疎地域、道北地域の今後の方向を考えようとするものである。

1. 道北地域の位置づけ

道北地域の面積は約135万haで首都圏(1都3県)にほぼ等しいものの、両者の人口比は1対177である。1995年から2005年にかけて道北地域の人口は21.6万人から18.9万人に減少した(減少率12.2%)。同期間の第一次産業就業人口の減少率は24.6%である(ちなみに北海道全体はそれぞれ1.1%、20.1%)。道北地域は北海道でも過疎化の進行が激しいといえる。

サハリンを間近ににらむ道北地域は冷戦時代、重要な軍事的位置づけを得ていたが、冷戦体制の崩壊により重要性が消滅した。その結果、駐屯する自衛隊員が急激に減少し、地域経済に少なからぬ影響を与えた。また国鉄—JRの路線廃止が地域に与えた影響もじん大だった。産業の中心は農業、漁業、建設業、卸売・小売業、サービス業などであり、特に全就業人口に占める農業、漁業就業者の割合は全道平均を大きく上回っている。建設業就業者の割合も全道平均をやや上回る。産業構造の中心は林業以外の第一次産業と建設業である。国有林、道有林が優位を占める森林は道北地域全体のおよそ8割に達するものの、林業就業者は0.8%に過ぎない。

2. 注目すべき地域づくり

注目すべき地域づくりとして取り上げるのは、下川町のNPO活動、西興部村の福祉政策、中川町のエコミュージアム構想である。下川町のNPO法人「森の生活」は森林や木材に関わる社会教育を実践し、その活動を地域づくりの一つに位置づけようとするもので、森林のまち下川における新しい動きである。西興部村は障害者、高齢者の福祉施設を集中的に建設し、特に前者に関するノーマライゼーションの充実について一定の成果を挙げている。中川町は化石類の発掘と整理を中心とするエコミュージアム構想を住民の協力を得て実践し、社会教育の充実を図っている。これらの具体的な地域づくりは道北地域における自然条件と地域資源の実状を踏まえて、行政の主導によりあるいはその援助を得つつ地域資源と人材の有効活用を図ろうとするもので、総合的な地域振興策の一環に位置づけられることによって、今後の地域社会に展望を与える役割を担っている。

注及び引用文献

(1) 神沼公三郎ら編著『北海道北部に地域社会—分析と提言—』、筑波書房、pp. 355、2008年

北海道網走地域における森林・林業の再生に向けて －森林認証、資源管理をとおした取り組み事例－

奥村 日出雄（網走支庁林務課）

はじめに

戦後盛んに植栽されたカラマツが成熟しつつあるなか、道産材の需要拡大を背景に、近年網走支庁管内の一般民有林ではカラマツ林の伐採が増加するとともに放置される跡地も拡大しており、森林の有する機能の低下や資源の保続が懸念されている。

こうしたなか、地域の幅広い関係者の連携のもと、人工林資源の循環利用をとおした林業の再生を目指そうとする取組が管内の各地で進められているのでその概要を紹介する。

取組事例

1 森林認証の取得

平成 16 年、紋別市内の企業が SGEC 認証を取得したことをきっかけに、地域の林業関係者をはじめ経済界や消費者団体、学識経験者などが中心となって森林認証を核とした地域おこし運動が展開された。平成 20 年には遠紋地域の国有林、道有林も取得することとなり、現在までに約 30 万 ha という日本一の認証エリアが形成されている。

また、平成 17 年には美幌町内(FSC)、平成 21 年には置戸町内(SGEC)でグループ認証が取得されるなど、持続可能な森林経営を戦略とした地域の取組が広がりを見せている。

2 林業再生モデル推進部会の設置

管内に 2 つある森林・林業活性化協議会では、平成 19 年にそれぞれ林業再生推進モデル部会を設置し、地域課題に即した対策にモデル的に取り組んでいる。

伐採跡地の拡大が顕著な東部流域では造林放棄地の未然防止に向けた業界・行政の行動計画の作成と実践、多様な木材加工業が集積している西部流域では高品質で低コストな製品を生産するシステムの検討などが進められている。

3 人工林資源循環利用協議会の設置

「北海道人工林資源管理方針」に基づき、資源の保続が懸念される東部流域を対象に森林所有者、林業・木材産業関係者、行政、学識経験者などから構成される人工林資源循環利用協議会が平成 20 年に設置された。

協議会では資源推移のシミュレーションなどをとおして、地域の目標とすべき伐採・造林量などのコンセンサスづくりのほか、目標に向け取組むべき対策が検討されている。

おわりに

網走支庁管内における林業の再生に向けた取組は緒についてばかりであり、多くの課題も抱えている。適切な森林管理に基づく循環利用の仕組みづくりとそこから産出される木材の付加価値の向上を目指すためには、さらなる地域の連携と挑戦が求められている。

(連絡先：奥村日出雄 okumura.hideo@pref.hokkaido.lg.jp)

北海道における素材生産業の動向 —転換期の森林組合素材生産事業の現局面—

○中尾信彦（北海道大）

はじめに

北海道ではカラマツ人工林の成熟を背景として、一般民有林における伐採量は1995年の約150万m³から2005年の約250万m³まで拡大してきた。カラマツ人工林の育成を担ってきたのは主に森林組合であり、伐採量の4割強は森林組合が生産していると推計されるなど、一般民有林における素材生産事業者として、森林組合は重要な地位を占めている。しかし、主伐に適した林分が増加してきた一方で間伐事業が減少するなど、資源の成熟が組合素材生産事業の展開へ与える影響は少なくない。そこで本研究では、人工林資源の育成から主伐（成熟）への転換期にあるなか、森林組合がいかに間伐から主伐への転換期へ対応し、素材生産事業をどう展開しているのかを確認し、森林組合によるカラマツ人工林素材生産事業の現段階について検討したい。

なお、網走・上川・十勝という3地域の森林組合を研究の対象とした。道内森林組合の素材生産事業（販売事業＋林産事業）は2005年までの10年間で約40万m³程度拡大してきた。その増加量のうち、網走・上川・十勝という3地域の森林組合素材生産事業が約30万m³もの生産高の増加を担っているなど、この3地域はカラマツ人工林生産の中心地である。調査方法は、統計類を整理し聞き取り調査をおこなった。

結果

林産事業（主伐）を組合事業にどのように位置づけているのかという点で、森林組合は2つのタイプに分かれた。まず、組合事業において林産事業へ積極的に展開するようになった森林組合が挙げられる。このタイプは、組合事業の要としていた間伐の減少を林産事業で補完する森林組合や、工場原料の間伐材が減少してきたため、原料確保のため自己生産をおこなうようになった森林組合が多かった。このタイプでは、林産事業を転換する際に、いくつかの特徴的な取り組みを確認した。①管轄内で立木確保が十分にできない場合は、管轄外へ事業展開し立木獲得をおこなっていた。②素材生産コストの低減が課題となり、高性能林業機械に努めていた。しかし、ほとんどの森林組合が素材生産の請負化を達成していたため、機械化は請負事業者自身が取り組まなければならない課題となっていた。③生産量を上げるため、新たな請負事業者を傘下に取り込むことによって、素材生産能力を増大させていた。④原木（主伐材）の販路開拓が課題となったため、特定の工場と密接な関係を築いていた。近年、森林組合の生産量が増加してきたのは、このタイプの森林組合の影響が大きかったのである。

もうひとつのタイプは、間伐事業を素材生産事業の中心としており、林産事業を積極的に展開していない森林組合である。このタイプでは、製材工場を所有するが工場原料のほとんどを購入材で賄っている森林組合や、近隣に有力な素材生産業者が存在し、素材生産コストにおける競争力が低い森林組合が多かった。

（連絡先：中尾信彦 nobuhiko@for.agr.hokudai.ac.jp）

工務店・建築業における認証材利用住宅の可能性と流域連携の課題

加来 聡伸（東京農業大学・大学院）

はじめに

現在、我が国の森林に占める認証森林面積は、FSC, SGEC の認証面積を合わせても、わずか 4.5% 程度である。しかしながら、先駆的に認証取得した高知県梶原町や岩手県住田町などの地域においては、森林認証制度を林業の活性化策として推進している経緯がある。

白石氏によれば、森林認証の便益には、大別して 3 つの機能があるとする（①市場における優位性、②経営体質の強化、③森林の管理水準の改善）。今日の伐採放棄地の問題を考えると、特に②、③において有効的な手段として取得が目立っているが、木材利用という面において①の便益はどの程度、推進されているのであろうか。

そこで、本報告では、流域内における木材生産者と最終消費者をつなぐ工務店・建築業者を対象にアンケート調査を行い、認証材利用の現状と流域内における課題、問題点を明らかにした。

調査方法

全国の工務店・建築業者による認定事業者に対して、経営実態アンケート調査を 2009 年 4 月～6 月の間で実施した。対象者数は、83 社（FSC：30 社、SGEC：55 社、うち 2 社重複）、有効回答者数は、56 社（FSC：23 社、SGEC：35 社、うち 2 社重複）となり、回答率は、67.4%となった。アンケートの結果は、認証別、地域別、規模別でクロス集計による分析を行った。

結果と考察

有効回答 56 社の事業体のうち認証材住宅の利用は、36（64%）社で実施されている。

工務店・建築業者の認証取得による経営的メリットとして、直接的な収益の増加がほとんどない。木材調達に関して、購入価格は、一般材より高く購入する事業者が多く、認証材利用住宅として経営的収益に反映できないことから、市場における優位性はみられない。

総体的な取得メリットについて「会社の社会的評価の向上」、「行政とのつながりの強化」、「従業員の労働意欲の高まり」など、経営体質の強化の面では、ある程度の割合がみられた。しかし、デメリットについて「認証取得の費用が高い」、「木材購入価格の高騰」、「認証取得の事務処理の手間」などの指摘があることから、経営的負担を行いつつ、利用していくかという問題がある。

一方で、今後の認証材利用住宅の取り組みの質問では、規模拡大の傾向が多く、デメリットがあるものの、環境への取り組みという点において消費者理解の期待は大きいと推察される。

工務店・建築業者にとって、収益効果がなく経営的負担ともなる認証取得の意義は、地域材利用の促進という点で、地域林業の活性化への貢献（CSR の展開）として捉えられるが、木材市場内で、仮に価格プレミアムがないとすれば、認証取得の費用負担部分は、最終消費者に大きくのしかかるため、工務店・建築業者を含めた地域戦略が必要であると考えられる。